

音声合成研究奨励賞吉田賞選定規則

令 3.11.26 制定

第1条 音声合成研究奨励賞吉田賞（以下「音声合成研究奨励賞」という。）は、当学会春季、秋季研究発表会において音声の合成に関する講演発表を行った若手の正会員又は学生会員に贈呈する。

第2条 音声合成研究奨励賞は、音声合成研究奨励賞を受けたことのない者から原則として毎年2名以内に贈呈する。

第3条 音声合成研究奨励賞は、賞状及び副賞とし、副賞は受賞者一人について20万円の賞金とする。

第4条 音声合成研究奨励賞は、原則として秋季研究発表会の際、贈呈する。

第5条 音声合成研究奨励賞に関する経費のうち、賞金は特定資産に音声合成研究奨励賞吉田賞積立金として積み立てである吉田大介氏((株)エーアイ)からの寄付金500万円から支弁する。

第6条 音声合成研究奨励賞吉田賞積立金から当該年の賞金額の25%を選定、表彰、事務経費等にかかる費用として学会一般会計に受け入れることとする。

第7条 音声合成研究奨励賞受賞予定者を選定するため、毎年音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会を設ける。

第8条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。また、必要な場合には、委員長は応募の候補者を評価するため評定委員を指名することができる。

第9条 委員長は原則として学術委員会委員長を、選定委員は庶務理事1名、会計理事1名、編集委員会委員長、同論文部会主査および各研究委員会から推薦された1名の正会員をあてる。

第10条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、（原則として）独創研究奨励賞板倉記念選定委員会と兼任する。

第11条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、第9条の当学会の職制上の担務の任期とは関係なく、第14条の音声合成研究奨励賞受賞者の決定まで担当する。

第12条 音声合成研究奨励賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第13条 委員長は、音声合成研究奨励賞受賞予定者の選定が終わったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。

第14条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、音声合成研究奨励賞受賞者を決定する。

第15条 音声合成研究奨励賞吉田賞選定委員会は、役員会において音声合成研究奨励賞受賞者が決定されたときをもって解散する。

附 則 1.この規則は令和3年11月26日から施行する。

附 則 2.第10条について、諸事情により、兼任ができない場合は、新たな選定委員を選定するか、または欠員のまま選定を行うかは委員長の判断によることとする。

音声合成研究奨励賞吉田賞受賞予定者選定手続

令 3.11.26 制定 令 7.10.24 改正

音声合成研究奨励賞吉田賞は募集による応募・推薦とし、受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 応募・推薦の対象者は、当学会春季、秋季研究発表会において音声合成の研究・開発に関わる講演発表を行った者で、2項の資格を有した、受賞時に33歳以下の本会正会員又は学生会員である者とする。

ここでの受賞時とは、受賞年度を指し、当該年度中に34歳に達するものは、推薦の対象とする。

2. 応募・推薦の対象者は、当学会研究発表会において音声の合成に関わる講演発表を4回以上行った者とする。音声の合成に関わる講演発表とは、当学会研究発表会における「音声」部門（令和7年までに開催された研究発表会においては、「音声A」または「音声B」部門）における講演発表とする。

なお、講演発表は、自身が講演発表者として登録し、自身が講演発表を行った講演発表とし、講演の取消又は代理発表を行った場合は、対象としない。

推薦の対象となる講演発表は、応募・推薦の当該年の春季研究発表会までを対象とする。

3. 選定委員長は選定に先立ち、受賞候補者の「推薦要項」を日本音響学会誌に掲載する。
4. 受賞候補者の推薦は自薦、他薦のいずれでもよいものとする。ただし、推薦者は、本会の名誉会員、終身会員又は正会員に限る。
5. 自薦による応募者および他薦による推薦者は、「推薦要項」に従った推薦書類を選定委員会に提出する。
6. 選定委員会は応募のあった受賞候補者について、受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準を基に評定を行い、その結果を基にして合議により音声合成研究奨励賞吉田賞の受賞予定者を選定する。

附 則 1. この手続の制定は令和3年11月26日から施行する。

附 則 2. 選定委員長は、「推薦要項」において、受賞候補者の講演発表の評価の参考資料として、受賞候補者が2項の講演発表に関連する「論文等」が学術誌等に掲載された場合には、参考資料として提出を求めることができる。ここでいう学術誌等に掲載された「論文等」とは、日本音響学会誌及びAcoustical Science and Technology誌に発表された論文、技術報告、研究速報、Paper、Technical Report、Acoustical Letterとするが、他学会誌に発表された論文、Paperでもよいこととする。ただし、評価の参考とする場合は、日本音響学会誌およびAcoustical Science and Technology誌を優先的に評価する。

附 則 3. この手続きの改正は令和7年10月24日から適用する。